

第3号館電算機械室の空調機保守点検業務委託に係る仕様書

この保守点検は空調機設備を運転期間中効率よく正常に作動させるため、定期又は随時に点検整備を実施するものとし、具体的な実施の日程についてはその都度県と協議して定めるものとする。

(1) 履行期間

令和7年6月1日（日）～ 令和12年5月31日（金）

(2) 保守対象機器

兵庫県庁第3号館電算機械室内空調機（4台）

北側電算機械室 2台

ACP13-16（定格出力5.7kw）（型式FVP280CB（ダイキン））

ACP13-17（定格出力5.7kw）（型式FVP280CB（ダイキン））

文書管理機械室 2台

ACP13-4（定格出力7.1kw）（型式PFAV-P280M-E（三菱電機））

ACP13-5（定格出力5.5kw）（型式MPC-RP280CA2（三菱電機））

(3) 定期保守点検

年間3回（1回目は6月、2回目は10月、3回目は2月に実施すること。）

(4) 緊急サービスの実施

随時（開庁時間内、時間外を問わず、原則として1時間以内にトラブル
に必要な対応の特定が可能であること。）

緊急に修繕が必要な場合は、作業員の派遣等を行うこと。

なお、この場合の修繕に要した費用は別途とする（出張にかかる経費及び軽微な修繕は本業務に含む）。

(5) 保守点検項目

別紙、冷暖房機標準点検整備表による。

(6) 報告書の提出

点検作業完了後は、点検内容を記載した報告書を速やかに提出し、検査を受け、承認を得る。

(7) 契約に含まない事項

- a 部品取替え、ガス補充等を必要とする場合の費用
- b 設備の改修等に要する費用、専門業者への外注費等
- c 天災事変又は取扱に起因するサービス費用
- d 消耗・自然劣化による類の部品費（外注・構造体等）

(8) 各会計年度における委託料の支払額の算定

委託料は、会計年度ごとに業務の完了を確認した後に支払う。

各会計年度における委託料の支払額は、委託料を契約月数で除した額を月額とし、月額に各会計年度における契約月数を乗じた額とする。月額での小数点以下の値については四捨五入し、端数については契約期間における最終月の支払額で調整する。

(9) その他

本仕様書に記載無き事項又は疑義が生じた場合は、両者協議して定めるものとする。

冷暖房機標準点検整備表

項目番号	点検および作業内容
1	各締付けビスの増締の確認
2	ガス漏れ検査に於いて異常有無の確認、及び異常時の処置
3	電気端子の緩みの確認、及び増締
4	クランクケースヒーターの通電の確認
5	電装品に異常が無いか確認、及び補修
6	パイロットランプの切れの確認
7	絶縁抵抗の測定、異常時の補修
8	送風機の異常振動・異音の確認と補修
9	Vベルトの張り具合確認調整、不良時の取替え
10	ファンモーターの電流測定
11	ベアリングの異常有無確認、注油
12	圧縮機の運転状態の異常の有無確認
13	エアーフィルターの掃除
14	冷却コイルフィンの詰まり確認、及び詰まりの掃除
15	サーモスタットの作動確認
16	除霜サーモの作動確認
17	四方切替弁の作動確認
18	高低圧力開閉器の作動確認
19	その他の保護装置の点検
20	ドレンの排水状態の良否の確認、清掃
21	本体・シロッコファン及びドレンパンの掃除
22	各部の発錆状態の確認及び塗装（但し全体塗装は除く）
23	電気ヒータの点検
24	バルブ類の開閉の確認
25	その他の付属設備の点検
26	運転総合点検
27	運転データーの測定

※その他、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」の該当項目による。